

柏市がん対策検討会議設置要領

制定 平成23年 4月1日

施行 平成23年 4月1日

1 趣旨

「柏市がん対策基本条例」に基づき実施する市のがん対策を効果的に推進するための推進体制について必要な事項を定めるものとする。

2 会議の設置

がん対策を効果的に推進するため、庁内に柏市がん対策検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

3 事務局

検討会議の事務局は、健康医療部健康政策課とする。

4 構成員

(1) 検討会議の構成員は、別紙1のとおりとする。

(2) 検討会議は、必要に応じ、構成員以外の関係機関の職員、その他の関係者の出席を求めることができるものとする。

5 議長

議長は健康医療部長を充てる。

6 検討会議の種別

(1) 検討会議は、全体会議及び担当者会議によって構成する。

(2) 全体会議は、がん対策に係る基本方針、重要事項の決定等を、担当者会議では、全体会議で決定した事項の進行管理、がん対策に関する情報の共有等をそれぞれ所管する。

7 検討会議の開催時期

検討会議は、市議会定例会の開催前を目安に開催する。ただし、緊急に情報共有が必要な場合等、議長が必要と認める場合はこの限りではない。

8 検討事項

検討会議は、次の事項について協議する。

(1) がん対策の年間計画の作成

- (2) がん予防の効果的な啓発方法の検討
- (3) がん検診受診率の向上に必要な行事の検討
- (4) がんの相談体制に必要な人材育成及びネットワークづくりに関する検討
- (5) がん対策の評価及び報告に関すること
- (6) その他効果的ながん対策の推進に関すること

9 その他

前各項に定めるもののほか、この要領に定めのない事項は全体会議により決定する。

ただし、緊急を要する場合等においては、議長が決定し、その後、速やかに全体会議に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は，令和 7 年 4 月 2 2 日から施行する。

柏市がん対策検討会議

【検討会議構成員】

担当課	課長	担当者
健康政策課	1 名	1 ～ 2 名
母子保健課	1 名	1 ～ 2 名
健康増進課	1 名	1 ～ 2 名
地域医療推進課	1 名	1 ～ 2 名
※高齢者支援課	1 名	1 名
※地域包括支援課	1 名	1 名
※障害福祉課	1 名	1 名
※産業政策・スタートアップ推進課	1 名	1 名
※指導課	1 名	1 名
※国立がん研究センター東病院	—	1 名
※東京慈恵会医科大学附属柏病院	—	1 名
※柏厚生総合病院	—	1 名

※印のついている課は，内容に応じて検討会議の出席を依頼するものとする。

【事務局】

健康医療部健康政策課